

代表者、住所変更は（公財）日本防災協会に対し、防災登録の変更手続きが必要となりますのでご注意ください！

防災表示者業務を行っている個人事業主または法人は変更(組織、代表者、住所等)があれば各種の手続きが必要となりますので、ご紹介します。

ただし、以下は防災物品の裁断・施工・縫製業者の場合に限ります。

1. 変更手続きが必要な場合

① 申請者の住所が移転等で変更になった場合。

なお、市区町村が行う住所表示の変更は、変更手続きは不要ですが、通知（連絡）は必要です。

② 代表者の変更。

ただし、個人事業主の場合は新たな再申請が必要となります。

③ 名称（屋号、会社名）の変更。

2. 新たに再申請が必要な場合

① 個人名義で登録している場合の名義変更。

前名義は廃業届が必要となります。

② 個人事業主から法人への組織変更。

この場合も個人事業主としての廃業届が必要となります。

③ 法人の組織変更。

有限会社から株式会社への変更等。

前組織の有限会社の廃業届が必要。

④ 法人の合併または分離独立の場合。

(イ) 合併の場合

A社+B社でC社を設立した場合。

A社とB社の廃業届が必要。

(ロ) 登録されている法人で一部が別法人として独立し、防災表示者業務を行う場合。

例えばD社の工場が独立し、E工業株式会社として設立し、防災表示者の業務を行う場合。

これによりD社が以後防災表示者に係る業務を行わなければD社は廃業届が必要となり、D社も引き続き防災表示者の業務を行う場合は既に登録している番号は継続されます。

一度、お手元の認定証について変更のつど手続きが行われているか、ご確認をお願いします。 詳細については（公財）日本防災協会のホームページをご覧ください、その他、問い合わせについては工連事務局または、最寄りの（公財）日本防災協会までお願いします。